

**長野県告示第138号**

地域発元気づくり支援金交付要綱（平成19年長野県告示第234号）の一部を次のとおり改正し、令和8年4月1日から施行します。

令和8年3月30日

長野県知事 阿部 守一

第3第2項第1号中「を除く」を「及び長野県宿泊税市町村交付金を除く」に改め、同項第2号中「の交付」を「及び長野県宿泊税市町村交付金の交付」に改める。

地域振興課

長野県告示第139号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第3項の規定により、指定公金事務取扱者から名称を変更する旨、次のとおり届出がありました。

令和8年3月30日

長野県知事 阿部 守一

名称	事務所の所在地	変更事項		変更年月日
		新	旧	
株式会社八十二銀行	長野市大字中御所字岡田178番地8	株式会社八十二長野銀行	株式会社八十二銀行	令和8年1月1日

税務課

長野県告示第140号

長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則に基づく手続（令和4年長野県告示第314号）は、令和8年3月31日限り、廃止します。

令和8年3月30日

長野県知事 阿部 守一

情報公開・法務課

長野県告示第141号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりである。

令和8年3月30日

長野県知事 阿部 守一

名称	所在地	認定の有効期限
長野県厚生農業協同組合連合会鹿教湯三才山リハビリテーションセンター鹿教湯病院	上田市鹿教湯温泉1308	令和11年3月31日
特定医療法人新生病院	上高井郡小布施町小布施851	令和11年4月10日
長野市民病院	長野市大字富竹1333-1	令和11年4月10日

医療政策課

長野県告示第142号

長野県福祉のまちづくり条例第14条第2項に規定する目標となる基準（平成7年長野県告示第463号）の一部を次のように改正します。

令和8年3月30日

長野県知事 阿部 守一

1の表の(7)敷地内の通路の項中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改める。

地域福祉課

長野県告示第143号

食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第16条（同令第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第48条第6項第3号及び同令第9条第1項第1号に規定する長野県知事の登録を受けた養成施設（以下「登録養成施設」という。）から、次のとおり名称を変更する旨の届出があった。

令和8年3月30日

長野県知事 阿部 守一

- 登録養成施設の名称及び所在地
信州大学農学部農学生命科学科生命・食品科学コース
長野県上伊那郡南箕輪村8304番地
- 変更内容
登録養成施設の名称
（変更前）信州大学農学部農学生命科学科生命機能科学コース食品衛生課程
（変更後）信州大学農学部農学生命科学科生命・食品科学コース
- 変更年月日
令和7年4月1日

食品・生活衛生課

長野県告示第144号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和8年3月30日

長野県知事 阿部 守一

- 施行者の名称
南箕輪村
- 都市計画事業の種類及び名称
伊那都市計画下水道事業 南箕輪村公共下水道
- 事業施行期間
平成5年2月1日から
令和13年3月31日まで
- 事業地
変更なし

水道・生活排水課

長野県告示第145号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和8年3月30日

長野県知事 阿部 守一

- 施行者の名称
上松町
木曾広域連合

- 2 都市計画事業の種類及び名称
上松都市計画下水道事業 上松町公共下水道
- 3 事業施行期間
平成11年9月9日から
令和15年3月31日まで
- 4 事業地
変更なし

水道・生活排水課

長野県告示第146号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和8年3月30日

長野県知事 阿部守一

- 1 施行者の名称
木曾町
木曾広域連合
- 2 都市計画事業の種類及び名称
木曾福島都市計画下水道事業 木曾町公共下水道
- 3 事業施行期間
平成5年1月11日から
令和15年3月31日まで
- 4 事業地
変更なし

水道・生活排水課

長野県告示第147号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和8年3月30日

長野県知事 阿部守一

- 1 施行者の名称
安曇野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
安曇野都市計画下水道事業 安曇野市公共下水道（明科処理区）
- 3 事業施行期間
平成5年3月8日から
令和10年3月31日まで
- 4 事業地
変更なし

水道・生活排水課

長野県告示第148号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定します。

令和8年3月30日

長野県知事 阿部守一

道路の種類	路線名	区間
都市計画道路	岡谷川岸線	岡谷市川岸中二丁目2334番の3地先から 岡谷市川岸中三丁目3398番の3地先まで

道路管理課

長野県告示第149号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を認可しましたので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和8年3月30日

長野県知事 阿部 守一

- 1 施行者の名称
千曲市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
千曲都市計画公園事業 6・4・1号千曲運動公園
- 3 事業施行期間
令和8年3月30日から
令和11年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
長野県千曲市大字磯部字下河原1144番4地内
長野県千曲市大字磯部字下河原1144番5地内
長野県千曲市大字磯部字西新田1406番3地内
長野県千曲市大字磯部字西新田1406番4地内
長野県千曲市大字磯部見附1170番5地内
長野県千曲市大字磯部字欠下1530番11地内
長野県千曲市大字磯部字欠下1530番12地内
 - (2) 使用の部分
なし

都市・まちづくり課

長野県告示第150号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託しました。

令和8年3月30日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定公金事務取扱者の事務所の所在地及び名称
岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地
株式会社電算システム
- 2 委託した公金事務の内容
放置違反金等コンビニエンスストア収納事務
- 3 指定公金事務取扱者として指定した日
令和8年3月23日
- 4 委託期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

交通指導課

長野県諏訪建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和8年4月16日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和8年3月30日

長野県諏訪建設事務所長 木下英樹

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 諏訪辰野線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
諏訪市諏訪二丁目3190番の3地先から 諏訪市上川一丁目1509番の1地先まで	旧	m 6.0 ~ 22.0	km 1.3560
諏訪市大字四賀字百畝下79番の1地先から 諏訪市上川一丁目1509番の1地先まで		23.0 ~ 32.2	1.4867
諏訪市大字四賀字百畝下79番の1地先から 諏訪市上川一丁目1509番の1地先まで	新	23.0 ~ 32.2	1.4867

(区域を変更する期日：令和8年3月31日)

道路管理課

長野県松本建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和8年4月16日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和8年3月30日

長野県松本建設事務所長 唐澤則夫

- 1 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 御馬越塩尻停車場線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
東筑摩郡朝日村大字西洗馬1556番の1地先から 東筑摩郡朝日村大字西洗馬449番の1地先まで	旧	m 5.0 ~ 10.0	km 1.1490
東筑摩郡朝日村大字西洗馬1569番の1地先から 東筑摩郡朝日村大字西洗馬911番の1地先まで		6.5 ~ 39.8	1.3110
東筑摩郡朝日村大字西洗馬1569番の1地先から 東筑摩郡朝日村大字西洗馬449番の1地先まで	新	6.5 ~ 39.8	1.4670

(区域を変更する期日：令和8年4月1日)

- 2 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 姥神奈良井線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
塩尻市奈良井2515番の4地先から 塩尻市奈良井2513番の21地先まで	旧	m 6.8 ~ 8.0	km 0.1860
同 上	新	6.8 ~ 8.0	0.1860
塩尻市奈良井2515番の4地先から 塩尻市奈良井1275番の1地先まで		4.8 ~ 15.3	0.7030

道路管理課

長野県安曇野建設事務所告示第1号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和8年4月16日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和8年3月30日

長野県安曇野建設事務所長 林 春 樹

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 有明大町線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
安曇野市穂高有明7555番の2地先から 北安曇郡松川村4720番の2地先まで	旧	m	km
		10.0 ~ 15.5	0.6272
		-----	-----
北安曇郡松川村5009番の14地先から 北安曇郡松川村4720番の2地先まで	新	11.2 ~ 27.0	0.5800
		-----	-----
安曇野市穂高有明7555番の2地先から 北安曇郡松川村4720番の2地先まで	新	10.2 ~ 14.8	0.1700
		11.2 ~ 27.0	0.5800

(区域を変更する日: 令和8年4月1日)

道路管理課

長野県大町建設事務所告示第2号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和8年4月16日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和8年3月30日

長野県大町建設事務所長 柳 澤 豊 茂

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大町明科線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
大町市社館ノ内5513番の1地先から 大町市社館ノ内5437番の1地先まで	旧	m	km
		12.0 ~ 19.6	0.1389
		-----	-----
同 上	新	19.9 ~ 28.2	0.1389

道路管理課

長野県千曲建設事務所告示第1号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和8年4月16日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県千曲建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和8年3月30日

長野県千曲建設事務所長 足 立 修

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大町麻績インター千曲線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
千曲市大字上山田字道平1675番の14地先から 千曲市大字上山田字扇平3794番の4地先まで	旧	m 10.2 ~ 25.8	km 0.1400
		6.7 ~ 14.5	0.1452
同 上	新	10.2 ~ 25.8	0.1400

(区域を変更する期日：令和8年4月1日)

道路管理課

長野県佐久建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和8年4月16日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和8年3月30日

長野県佐久建設事務所長 井出圭一

- 1 路線名 299号
- 2 供用を開始する区間
南佐久郡佐久穂町大字八郡2946番の1地先から
南佐久郡佐久穂町大字八郡1950番の11地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和8年3月30日

道路管理課